



平成 23 年 8 月吉日

小郡・三井医師会
会長 蒲池 壽 先生

久留米医師会
会長 津村 直平
久留米認知症ネットワーク研究会
代表世話人 芹川 正樹

謹啓

残暑厳しき折から、先生方におかれましては益々御健勝のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて既知のことかと存じますが、平成 21 年 12 月に、久留米医師会精神科医会が中心となり、認知症の早期発見と治療・介護などを目的としたプライマリー医（便宜的に「認知症連携医」と呼称します）の養成及び医療・介護ならびに地域行政との連携等を円滑かつ迅速に図れるよう久留米認知症ネットワーク研究会を発足いたしました。

この活動として、平成 22 年度には、今後「認知症連携医」となっていただく先生方を対象とした研修会を 3 回開催しました。平成 23 年度は久留米市（久留米地域）における、認知症連携を行うべく、研修会や講演会を随時（年間 3、4 回程度）企画・開催しており、医師のみならず地域における医療従事者や介護関連の方々も御参加頂いております。

これまで久留米認知症ネットワーク研究会は、久留米医師会を中心とした活動になっていましたが、今後は地域的に更なる拡充を図るべく、近隣の医師会および地域との連携を順次推し進めていけるように検討を重ねております。そのため貴医師会においても是非本研究会の趣旨にご賛同頂き、本研究会へ御参加いただきますとともに、貴医師会の中で高齢者・認知症ご担当の先生を世話人のお一人として御推薦していただきたくご案内させて頂きました。ご多忙の折甚だ恐縮ですが、何卒よろしくお願い致します。

謹白

認知症ネットワーク研究会 世話人

内村 直尚 久留米大学医学部神経精神医学講座 教授
森田喜一郎 久留米大学高次脳疾患研究所 教授
小路 純央 久留米大学医学部神経精神医学講座 講師
中島 洋子 久留米大学医学部看護学科老年看護学 教授
芹川 正樹 せりかわ医院 院長
児玉 英嗣 宮の陣病院 院長
大治 太郎 聖ルチア病院 院長
山崎 剛 博愛病院 院長
柴田 元 久留米リハビリテーション病院 院長
中尾 一久 高良台リハビリテーション病院 院長
久留米市健康福祉部 長寿支援課
久留米市健康福祉部 久留米市保健所 保健予防課

久留米認知症ネットワーク研究会ご参加について

諾 ・ 否

なお、今後会の名称については、世話人会で変更することも検討しております。

貴医師会名： _____

御担当者・御氏名： _____

御担当者・御施設名： _____

御連絡先： _____

送信先：

久留米認知症ネットワーク研究会事務局

久留米大学医学部 神経精神医学講座 小路 純央宛

福岡県久留米市旭町 6 7

TEL: 0942-31-7564

FAX: 0942-35-6041

久留米認知症ネットワーク研究会 会則

第1条 (名称)

本会は「久留米認知症ネットワーク研究会」と称する。

第2条 (目的)

久留米地域における認知症およびその関連疾患に対する、地域連携のネットワークモデルを構築し認知症の診断、治療・ケアの向上を図るとともに、各医療・福祉および久留米市等の地域行政などとの連携強化、認知症対策の活動を包括的に行っていくことを目的とする。

第3条 (事業)

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ・ 認知症及びその関連疾患に関する地域連携ネットワークの構築
- ・ 講習会および学術講演会、研究発表、症例発表などの研究会を開催
- ・ 研究会に伴い世話人会の実施
- ・ その他本会の目的達成に必要な事項

第4条 (会員)

- ・ 本会の趣旨に賛同し協力する各領域関係者によって構成される。

第5条 (役員)

- ・ 本会には、次の役員を置き、それぞれ任期は2年とする。ただし再任は妨げない。監事は世話人から2名選出する。

代表世話人

芹川 正樹（せりかわ医院）

世話人

内村 直尚（久留米大学医学部 神経精神医学講座）

森田喜一郎（久留米大学 高次脳疾患研究所）

小路 純央（久留米大学医学部 神経精神医学講座）

児玉 英嗣（宮の陣病院）

中島 洋子（久留米大学医学部 看護学科）

山崎 剛（博愛病院）

柴田 元（久留米リハビリテーション病院）

監事

大治 太郎（聖ルチア病院）

中尾 一久（高良台リハビリテーション病院）

第6条 (世話人の職務)

1. 代表世話人は世話人会で決定する。
2. 代表世話人は本会を代表し、指導的立場として会務を統括する。
3. 本会の世話人は、次の職務を行う。
世話人は、この会則に定める事項のほか、本会の維持と運営に関する重要事項を審議する。
4. 世話人および監事は、相互にこれを兼ねることはできない。
5. 役員が何らかの事由により退任した場合、世話人会の議を経て、後任者を選出する。その任期は、前役員の在任期間とする。

第 7 条 （世話人会）

1. 世話人により構成し、原則として研究会の開催前に実施する。また代表世話人が、他の世話人の要請により、必要に応じ主催する。
2. 世話人会は、次の事項を協議決定する。
 - ・ 本会の活動及び運営に関する重要事項等

第 8 条 （研究会）

1. 講習会および学術講演会、研究発表、症例発表などの研究会を行う
2. 研究会の参加費として、1 回につき 500 円とする。

第 9 条 （会計年度及び会費）

1. 会計年度は、4 月開始の翌年 3 月締め月とする。
2. 本会の収支決算報告書は、事務局が作成し、2 名の監事により監査を経て世話人会の承認を受ける。
 - ・ 本会の経費は、参加会費、寄付金その他をもってあてる。
 - ・ 世話人会時に会計報告を年 1 回実施する。

第 10 条 （事務局）

本会の運営を円滑に行うため、事務局を下記におき、世話人会により選任された会員が担当し、事務を行う。

（事務局）久留米大学医学部 神経精神医学講座 事務局代表：小路 純央
住 所：〒830-0011 久留米市旭町 6 7
TEL 0942-35-3311

第 11 条 （会則の変更）

本会の会則は、世話人会で協議し変更することが出来る。

第 12 条 （付則）

- ・ 本会の運用については、世話人会の決議をもって行う。
- ・ 本会は原則として年 2 回以上世話人会を開催する。
- ・ この会則は、平成 22 年 6 月 14 日より施行する。